かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

JA、農業法人、担い手協議会等が行う、新たな担い手の参入等に向けた先行投資型 果樹団地の整備に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業者の組織する団体(農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所 有適格法人、任意組織)、公社、民間事業者 等

4 支援内容

- (1) 補助要件:
 - 国事業(産地生産基盤パワーアップ事業又は果樹経営支援等対策事業)の計画 が承認されていること
 - 果樹再生戦略計画が承認されていること
 - 新たな担い手が参入すること

(2) 対象経費:

- ① 果樹団地の先行投資型整備支援
- ② 整備後の未収益期間における苗木養成支援

(3) 補助率:

- ① 7/10 [国 5/10、県 2/10]、市町村(任意)
- ② 定額 [国22万円/10 a 、県22万円/10 a]

5 募集期間

- (1) 募集期間:随時、相談を受け付けます。
- (2) 申請書類(様式)の入手先:最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先: 最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名·課名:農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当(係)名:果樹振興係
- (3) 電話番号:023-630-2453

やまがた農地リフレッシュ&アクション事業費補助金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸
- 2 事業概要

新規就農者や地域の担い手、荒廃農地の所有者が行う荒廃農地の再生・利用を総合的に支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

- 4 支援内容
 - (1) 補助要件
 - 新規就農者及び実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手又は荒廃農 地の所有者であること
 - 次の農地要件を全て満たすこと
 - ・農振農用地区域内の農地であること
 - ・荒廃農地A分類(1号遊休農地)であること
 - ・賃貸借等により取得した農地又は自らが所有する農地であること
 - 賃貸借等によって、再生された農地で5年間以上耕作又は保全すること
 - 事業実施にあたり直営施工を含むこと
 - 事業費が200万円未満であること
 - (2) 対象経費
 - 再生作業:伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、これらの作業に併せて行う土 壌改良、簡易な排水対策 等
 - 営農定着・粗放的利用:種子・苗木、飼料等の購入、植栽にかかる経費等
 - (3) 補助率:1/4以内
 - (4) 補助上限額:(3)補助率により算定した額
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間: 随時受付
 - (2) 申請書類(様式)の入手先:最寄りの市町村農林主務課
 - (3) 申込み先:最寄りの市町村農林主務課
- 6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名:農林水産部農村計画課
- (2) 担当(係)名:農村保全担当
- (3) 電話番号:023-630-3373

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名:各総合支庁農村計画課
- (2) 担当(係)名:下記のとおり
- (3) 電話番号:

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389 (企画担当)

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1341(計画担当)

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055 (地域保全担当)

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549 (企画担当)

農地集積・集約化対策事業費補助金(機構集積協力金交付事業)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

担い手への農地集積と集約化を支援し、生産コストの削減に資するよう、

- ①農地中間管理機構(以下「機構」という)にまとまった農地を貸し付け又は、機構を通じた農作業委託を行う地域等に対し「地域集積協力金」を交付します。
- ②機構からの転貸又は、機構を通じた農作業受託を行う地域等に対し「集約化奨励金」を交付します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件:

①地域集積協力金:地域計画の策定地域内等において、農地の一定割合以上が機構に

貸し付けられること等

②集約化奨励金:地域計画の策定地域内等において、農地面積に占める同一の耕作

者の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること等

- (2) 対象経費:省略(地域集積協力金及び集約化奨励金は地域の話合いにより、使途の決定が可能)
- (3) 補助 率:定額(内容によって異なります)
 - ①地域集積協力金:

	機構の活用率		六八出伍	(農作業委託)
	一般地域	中山間地域	交付単価	(農作業委託)
区分1	80% 超	<u>6</u> 0% 超 80% 以下	2.8万円/10 a	(1.4万円/10a)
区分2		80% 超	3.4 万円/10 a	(1.7万円/10a)

②集約化奨励金:

	団地面積の割合	1 団地あたりの 平均面積	交付単価	(農作業受託)
区分1	10 ポイント増		1.0万円/10 a	(0.5万円/10a)
区分2	20 ポイント増	1.5 倍以上	3.0万円/10 a	(1.5万円/10a)

※受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円~1.5万円/10 a

(4) 補助上限額: (3)補助率により算定した額

(5) その他:

①地域集積協力金:前年度3月から実施年度の2月末までの機構への貸付面積又は

機構を通じた農作業委託面積が対象

②集約化奨励金:前年度3月から実施年度の翌々年度の2月末までにおける機構

からの転貸面積又は機構を通じた農作業受託面積のうち新たに

団地化した面積が対象

5 募集期間

- (1) 募集期間:最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。
- (2) 申請書類(様式)の入手先:最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先:最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名·課名:農林水産部農村整備課
- (2) 担当(係)名:農地中間管理担当
- (3) 電話番号:023-630-2490

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名:各総合支庁農村計画課
- (2) 担当(係)名:計画調整担当又は指導担当
- (3) 電 話 番号:村山総合支庁農村計画課 023-621-8388

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1341 置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5547